

学校法人日本福祉大学役員報酬等規程

（趣旨）

第1条 この規程は、学校法人日本福祉大学寄附行為第37条に定める役員報酬ならびに退任慰労金について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- 3 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- 4 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬の算定方法）

第3条 常勤の役員に対する報酬額は、別表1に定める額を上限とし、勤務実態に即して理事会において決定する。

- 2 本法人の職員が常勤の役員を兼務する場合の報酬額は、前項を適用せず、別表2のとおりとする。
- 3 非常勤の役員に対する報酬額は、別表3のとおりとする。
- 4 報酬は、その役職に就任した月から退任した月まで支給する。ただし、月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、日割りとする。

（退任慰労金の算定方法）

第4条 役員が退任した時には、別表4に定める退任慰労金を支給する。ただし、解任の場合にはこれを支給しない。

- 2 前項に定める在任期間の計算は、就任時から退任時までの年数とし、在任1年未満の端数が生じた時は、1年として計算する。
- 3 在任中の功績が特に著しい場合、理事会の決定により支給率を引き上げることがある。

（通勤手当・費用）

第5条 通勤手当は、第3条第1項の役員報酬対象者に対して、学校法人日本福祉大学給与規程（以下、給与規程とする。）第20条に準じて支給する。

- 2 役員には、別に定める学校法人日本福祉大学役員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等の支給の時期は、給与規程第3条及び第40条を準用する。

- 2 退任慰労金の支給の時期は、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1ヶ月以内とする。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。
- 4 報酬等は、法令で定められたもの及び本人から希望があったものについては、これを控除する。

（公表）

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（規程の所管課室）

第8条 本規程の所管課室は、人事課とする。

（規程の改廃）

第9条 本規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 本規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、令和3年4月1日から改正施行する。
- 3 本規程は、令和5年4月1日から改正施行する。

別表1 役員報酬（常勤の役員）

職名	報酬額（年額）
理事長	18,000,000円
副理事長	16,500,000円
専務理事	16,000,000円
常務理事	11,000,000円
監事	4,800,000円

別表2 役員報酬（常勤の役員のうち給与規程にもとづき給与等を支給されている者）

職名 \ 支給時期	毎月25日	期末手当支給時期
理事長	290,000円（月額）	大学職員の期末手当に準じて支給する。
副理事長	270,000円（月額）	
専務理事	250,000円（月額）	
学長理事	200,000円（月額）	
常務理事	100,000円（月額）	

別表3 役員報酬（非常勤の役員）

職名	報酬額
理事	70,000円（月額）
監事	150,000円（月額）

別表 4-1 退任慰労金

職名	退任慰労金算定方法
理事長	在任期間×支給率×150,000 円
副理事長・専務理事・学長理事・常務理事・ 監事 (常勤)	在任期間×支給率×100,000 円
理事・監事 (非常勤)	在任期間×支給率× 70,000 円

別表 4-2 退任慰労金支給率

在任期間	支給率
5 年未満	100 分の 100
5 年以上 10 年未満	100 分の 110
10 年以上	100 分の 120